

# 柳川市景観条例施行規則（平成24年柳川市規則第15号）

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 景観計画（第2条）
- 第3章 行為の規制等（第3条—第11条）
- 第4章 景観審議会（第12条—第15条）
- 第5章 景観アドバイザー（第16条）
- 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第17条—第21条）
- 第7章 雜則（第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び柳川市景観条例（平成24年柳川市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 景観計画

#### （軽微な変更）

第2条 条例第10条の規定で定める軽微な変更は、景観計画に記載のある事項について行う次に掲げる変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い必要となる形式的な変更
- (2) 地域、施設、組織等の名称の変更に伴い必要となる形式的な変更
- (3) その他景観計画の実質的な内容に影響を及ぼさない形式的な変更

### 第3章 行為の規制等

#### （事前協議の方法）

第3条 条例第12条の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の協議書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項各号に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

#### （行為の届出等）

第4条 条例第13条の規定で定める届出書は、行為の届出書（様式第2号）によるものとする。

2 法第16条第5項の規定による通知は、行為の通知書（様式第3号）による

ものとする。

3 行為の届出書及び行為の通知書には、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、法第16条第2項の規定による変更の届出のときは、当該変更に係る図書を添付するものとする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為 景観法施行規則

第1条第2項各号に掲げる図書

(2) 条例第14条第1号から第3号までに掲げる行為 次に掲げる図書

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況  
を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

エ その他参考となるべき事項を記載した図書

(3) 条例第14条第4号に掲げる行為 景観法施行規則第1条第2項第1号

イからハまでに掲げる図書、建築物又は作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示したもの）で縮尺50分の  
1以上のものその他参考となるべき事項を記載した図書

4 前各項に規定する書類は、正副2部提出するものとする。

(適合の通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による届出に係る行為が、景観計画に定める  
行為の制限に適合すると認めるときは、その旨を適合通知書（様式第4号）に  
より通知するものとする。

(勧告)

第6条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行  
うものとする。

(命令)

第7条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（様式第6  
号）により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 法第17条第8項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第7  
号）によるものとする。

(公表の手続)

第9条 条例第19条第1項の規定による公表は、市の広報又はホームページに  
掲載することにより行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定により意見を述べる機会を与える場合の手続は、  
次に定めるところによる。

(1) 市長は、前項の公表に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

ア 予定する公表の内容及び公表の根拠となる条例の条項

イ 公表の原因となる事実

ウ 意見書の提出先及び提出期限

(2) 前号の規定による通知を受けた者は、同号ウに定める提出期限までに意見書を提出することができる。

(行為の着手後の確認)

第10条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が当該届出に係る行為に着手した後において、景観計画に定める行為の制限に引き続き適合しているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該届出をした者の同意を得て、当該行為の現場を確認することができる。

(完了届)

第11条 条例第20条の規定による届出は、行為完了届出書（様式第8号）に配置図及び完了後の状況を示す写真を添えて行うものとする。

#### 第4章 景観審議会

(景観審議会)

第12条 条例第21条に規定する柳川市景観審議会（以下「景観審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 景観審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、市長が招集する。

5 景観審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

6 景観審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第13条 景観審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第14条 景観審議会の庶務は、建設部まちづくり課において処理する。

(補則)

第15条 この章に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

## 第5章 景観アドバイザー

(景観アドバイザー)

第16条 景観アドバイザーは、条例第23条第1項の技術的指導、助言等として、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出の対象となる行為に係る技術的指導又は助言に関すること。
- (2) 公共施設の整備に対する技術的指導又は助言に関すること。
- (3) 本市が行う景観の形成の取組に対する技術的支援又は助言に関すること。
- (4) その他良好な景観の形成に関する技術的支援又は助言に関すること。

2 景観アドバイザーの人数は、8人以内とする。

3 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等)

第17条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第9号）又は景観重要樹木指定提案書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。

2 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第11号）又は景観重要樹木指定通知書（様式第12号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の標識の設置)

第18条 法第21条第2項又は第30条第2項の規定による標識は、景観重要建造物指定標識（様式第13号）又は景観重要樹木指定標識（様式第14号）のとおりとする。

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可)

第19条 法第22条第1項又は第31条第1項の規定による許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第15号）又は景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第16号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、法第22条第1項又は第31条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書（様式第17号）又は景観重要樹木現状変更許可書（様式第18号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとす

る。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知)

第20条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第19号）又は景観重要樹木指定解除通知書（様式第20号）により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第21条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物所有者変更届出書（様式第21号）又は景観重要樹木所有者変更届出書（様式第22号）により行うものとする。

## 第7章 雜則

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

事 前 協 議 書

年 月 日

柳川市長 様

届出者 住 所  
氏 名

(印)

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

柳川市景観条例第12条の規定により、関係図書を添えて次のとおり事前協議を申し出ます。

行為の場所	地名・地番	柳川市	番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア	
行行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為		目的
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更		
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採		
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積		
	<input type="checkbox"/> 外観について行う照明		
行為の期間	着手予定	年	月
	完了予定	年	月
他法令の許可等			
※受付年月日	※処理欄		

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

**備考** 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

### 1 建築物の建築等又は工作物の建設等

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1／100以上）
- (4) 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺1／50以上)
- (5) 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

### 2 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1／100以上）
- (4) 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

### 3 外観について行う照明

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1／100以上）
- (4) 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺1／50以上)
- (5) 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

## 様式第2号（第4条関係）

(表)

(新規・変更)

## 行為の届出書

年　月　日

柳川市長様

届出者住所

氏名 

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

景観法第16条（第1項・第2項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所	地名・地番	柳川市	番地	
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等			
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明		目的	
	着手予定	年	月	日
	完了予定	年	月	日
	他法令の許可等			
	変更の場合	変更箇所		
	変更内容			
※受付年月日	※処理欄	※勧告又は変更命令の年月日		

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物の建築等	用途( )				
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		高さ	m	m	m
基準敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	緑化面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
□工作物の建設等	種類又は用途( )				
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		高さ	m	m	m
基準敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	緑化面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採				
	<input type="checkbox"/> その他( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
□木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の堆積	物件の種類( )				
	面積 m <sup>2</sup>	高さ m			
□外観について行う照明	<input type="checkbox"/> 建築物について 行う照明	建築物の高さ m			
		建築物の延床面積 m <sup>2</sup>			
	<input type="checkbox"/> 工作物について 行う照明	工作物の種類( )			
		工作物の高さ m	工作物の築造面積 m <sup>2</sup>		
	照明方法( )				
景観形成のため特に配慮した事項					

## 備考

1 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

### (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1／100以上）

エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺1／50以上）

オ 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

### (2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1／100以上）

エ 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

### (3) 外観について行う照明

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1／100以上）

エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺1／50以上）

オ 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

2 提出部数は、正副2部とする。

## 様式第3号（第4条関係）

(表)

(新規・変更)

## 行 為 の 通 知 書

年 月 日

柳川市長 様

通知者 所在地

団体名

印

電話番号

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

行 為 の 場 所	地名・地番	柳川市	番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア	
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 目的 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明		
	着手予定	年 月 日	
行 為 の 期 間	完了予定	年 月 日	
他法令の許可等			
変 更 の 場 合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄	※協議の年月日	

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物の建築等	用途( )				
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		高さ	m	m	m
基準敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
□工作物の建設等	種類又は用途( )				
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		高さ	m	m	m
基準敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採				
	<input type="checkbox"/> その他( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
□木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の堆積	物件の種類( )				
	面積 m <sup>2</sup>	高さ m			
□外観について行う照明	<input type="checkbox"/> 建築物について 行う照明	建築物の高さ m			
		建築物の延床面積 m <sup>2</sup>			
	<input type="checkbox"/> 工作物について 行う照明	工作物の種類( )			
		工作物の高さ m			
	工作物の築造面積 m <sup>2</sup>				
	照明方法( )				
景観形成のため特に配慮した事項					

## 備考

1 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

### (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1／100以上）

エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺1／50以上）

オ 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

### (2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）

イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1／100以上）

エ 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

### (3) 外観について行う照明

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2, 500以上）

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1／100以上）

エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺1／50以上）

オ 行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

2 提出部数は、正副2部とする。

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

適合通知書

年 月 日付けで届出された行為については、景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めますので通知します。

また、景観法第18条第2項の規定に基づき、行為の着手制限に係る期間を短縮することを併せて通知します。

行為の場所	地名・地番	柳川市	番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明		目的
行為の期間	着手予定 年 月 日		
	完了予定 年 月 日		
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
特記事項（条件等）			

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

### 勧告書

年 月 日付けで届出された行為については、景観計画に定める当該行為についての制限に適合していないので、景観法第16条第3項の規定に基づき、次のとおり必要な措置を取られるよう勧告します。

行為の場所	地名・地番	柳川市 番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的
勧告の内容		

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

命令書

年 月 日付けで届出された行為については、景観計画に定める当該行為についての制限に適合していないので、景観法第17条（第1項・第5項）の規定に基づき、次のとおり必要な措置を取られるよう命じます。

行為の場所	地名・地番	柳川市	番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
命令の内容			

様式第7号（第8条関係）

(表)

身 分 証 明 書		第 号
(写真) 縦3cm× 横2.5cm	所 属 職 名 氏 名 生年月日	上記の者は、景観法第17条第8項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証明する。  年 月 日
柳川市長		印

(裏)

景観法（抜粋）

（変更命令等）

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（略）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

様式第8号（第11条関係）

年　月　日

柳川市長　様

届出者　住　所

氏　名

印

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

行為完了届出書

柳川市景観条例第20条の規定により、次のとおり行為が完了したことを  
届け出ます。

行為の場所	地名・地番	柳川市	番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明		目的
届出年月日			
完了年月日			

様式第9号（第17条関係）

年　月　日

柳川市長様

届出者 住 所

氏 名

印

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

景観重要建造物指定提案書

景観法第20条第1項の規定により、景観重要建造物の指定を提案したい  
ので、次のとおり提出します。

建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建造物の外観の特徴	

様式第10号（第17条関係）

年　月　日

柳川市長　様

届出者　住　所

氏　名

印

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者氏名

電話番号

景観重要樹木指定提案書

景観法第29条第1項の規定により、景観重要樹木の指定を提案したいので、次のとおり提出します。

樹木の所有者	住所 氏名
樹木の名称	
樹木の所在地	
樹木の樹容の特徴	

様式第11号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により、景観重要建造物に指定しましたので、同法第21条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 の 理 由 (外観の特徴等)	
指 定 の 範 囲	

様式第12号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

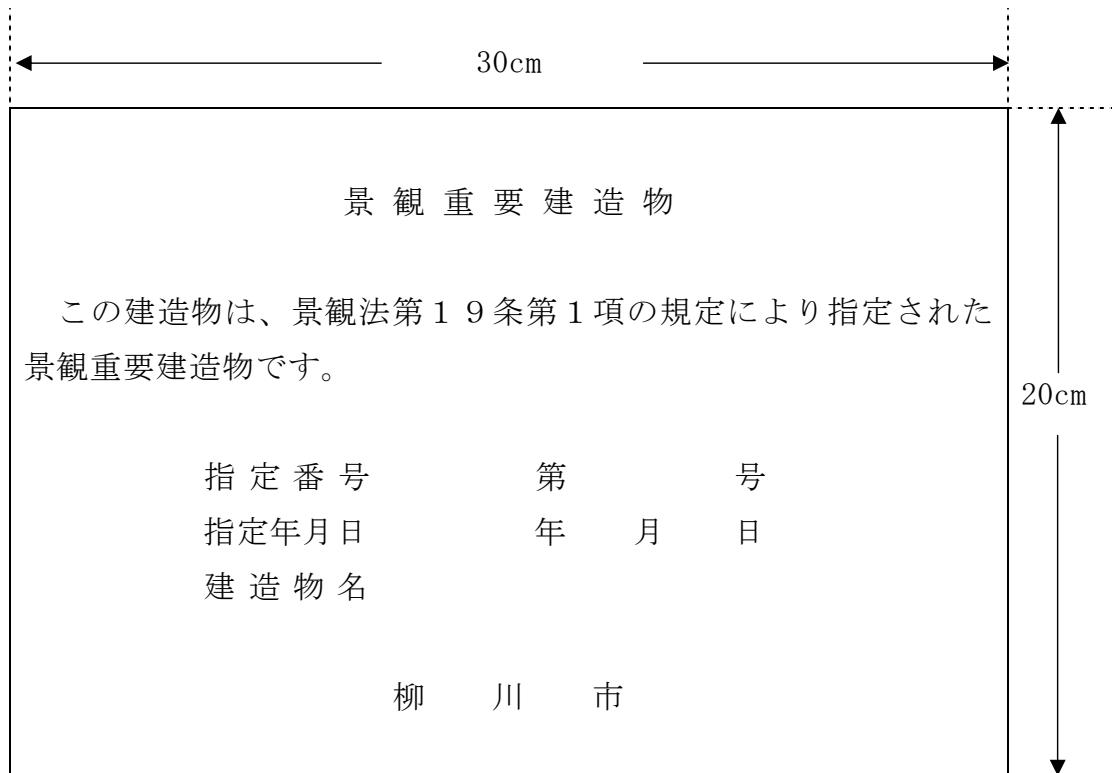
景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により、景観重要樹木に指定しましたので、  
同法第30条第1項の規定により通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 名 称	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 の 理 由 (樹容の特徴等)	
指 定 の 範 囲	

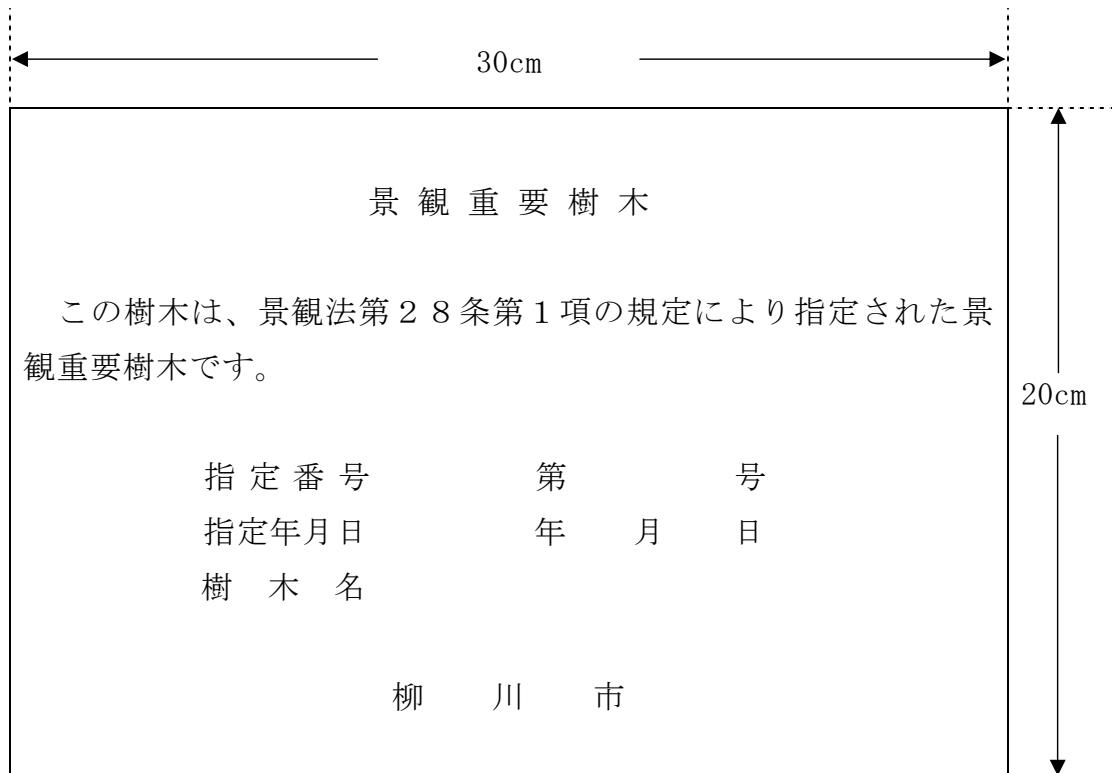
様式第13号（第18条関係）

景観重要建造物指定標識



様式第14号（第18条関係）

景観重要樹木指定標識



様式第15号（第19条関係）

年　月　日

柳川市長　様

届出者　住　所

氏　名

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

景観重要建造物現状変更許可申請書

景観法第22条第1項の規定による景観重要建造物の現状変更をしたいので、  
柳川市景観条例施行規則第19条の規定により申請します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 の 理 由 (外観の特徴等)	
指 定 の 範 囲	
現状変更行為の種類	
現 状 変 更 の 場 所	
設 計 又 は 施 行 方 法	
着 手 予 定 日	年　月　日
完 了 予 定 日	年　月　日

様式第16号（第19条関係）

年　月　日

柳川市長　様

届出者　住　所

氏　名

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

景観重要樹木現状変更許可申請書

景観法第31条第1項の規定による景観重要樹木の現状変更をしたいので、  
柳川市景観条例施行規則第19条の規定により申請します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 名 称	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 の 理 由 (樹容の特徴等)	
指 定 の 範 囲	
現状変更行為の種類	
現 状 変 更 の 場 所	
施 行 方 法	
着 手 予 定 日	年　月　日
完 了 予 定 日	年　月　日

様式第17号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

景観重要建造物現状変更許可書

年 月 日付けで申請がありました景観重要建造物現状変更許可申請について、柳川市景観条例施行規則第19条第2項の規定により、次とおり許可しますので通知します。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建 造 物 の 所 有 者	住所 氏名
指 定 の 理 由 (外観の特徴等)	
指 定 の 範 囲	
現状変更行為の種類	
現 状 変 更 の 場 所	
設 計 又 は 施 行 方 法	
着 手 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
許 可 条 件	

様式第18号（第19条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

景観重要樹木現状変更許可書

年 月 日付けで申請がありました景観重要樹木現状変更許可申請について、柳川市景観条例施行規則第19条第2項の規定により、次のように許可しますので通知します。

指定番号	
指定年月日	
樹木の名称	
樹木の所在地	
樹木の所有者	住所 氏名
指定の理由 (樹容の特徴等)	
指定の範囲	
現状変更行為の種類	
現状変更の場所	
施行方法	
着手予定期	年 月 日
完了予定期	年 月 日
許可条件	

様式第19号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

柳川市長

印

景観重要建造物指定解除通知書

景観法第27条第1項又は第2項の規定により、景観重要建造物の指定を解除したので、同条第3項の規定により通知します。

指定番号	
指定年月日	
建造物の名称	
建造物の所在地	
建造物の所有者	住所 氏名
解除年月日	
解除した理由	

様式第20号（第20条関係）

第                  号  
年                  月                  日

様

柳川市長

印

景観重要樹木指定解除通知書

景観法第35条第1項又は第2項の規定により、景観重要樹木の指定を解除したので、同条第3項の規定により通知します。

指定番号	
指定年月日	
樹木の名称	
樹木の所在地	
樹木の所有者	住所 氏名
解除年月日	
解除した理由	

様式第21号（第21条関係）

年　月　日

柳川市長　様

届出者　住　所

氏　名

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

景観重要建造物所有者変更届出書

景観法第43条の規定により、景観重要建造物の所有者を変更したので、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
建造物の旧所有者	住所 氏名
建造物の新所有者	住所 氏名
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

様式第22号（第21条関係）

年　月　日

柳川市長　様

届出者　住　所

氏　名

法人その他の団体にあっては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者氏名

電話番号

景観重要樹木所有者変更届出書

景観法第43条の規定により、景観重要樹木の所有者を変更したので、次  
とおり届け出ます。

指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
樹 木 の 名 称	
樹 木 の 所 在 地	
樹 木 の 旧 所 有 者	住所 氏名
樹 木 の 新 所 有 者	住所 氏名
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	